

# 補章 中央競技団体におけるハラスメントへの取り組み - 2016年日本体育協会による国民体育大会に係る 競技団体書面調査の結果から -

田原 淳子<sup>1)</sup>

## はじめに

本章では、中央競技団体（NF）におけるLGBTへの対応の背景として、潜在的に関係があると考えられるNFのハラスメントへの取り組みについて取り上げる。

ここでは、2016年4月に公益財団法人日本体育協会（現日本スポーツ協会）国民体育大会委員会が実施した「国民体育大会第3期実施競技選定に係る競技団体書面調査」の結果を用いた<sup>注1)</sup>。ここでの分析は、特にジェンダー／セクシュアリティに関連して発生する人権侵害を防止するための取り組みが各NFにおいてどのように実施されているかに着目して行った。具体的には、競技団体のガバナンスに関する調査項目から、セクハラ・パワハラ防止等の取り組みに関するものを分析し、NFにおけるそれらの傾向を明らかにするものである。回答総数は、51団体であった。

なお、本報告書第3章においても、スポーツ団体におけるセクハラ・パワハラ防止に対する取り組みに関する言及がある。先述のとおり、本章は2016年時点での調査結果を提示する内容である。なお、第3章の調査結果とあわせた傾向を考察することは、一定程度、可能であるが、第3章ではNFのうち41団体から回答を得た結果が示されていることに留意する必要がある。

## 調査結果

### A セクハラ・パワハラ防止に関する規程・指針等の有無

セクハラ・パワハラ防止に関する規程・指針等の有無については、「あり」が44団体（86.3%）、「整備予定」が3団体（5.9%）、「なし」が4団体（7.8%）

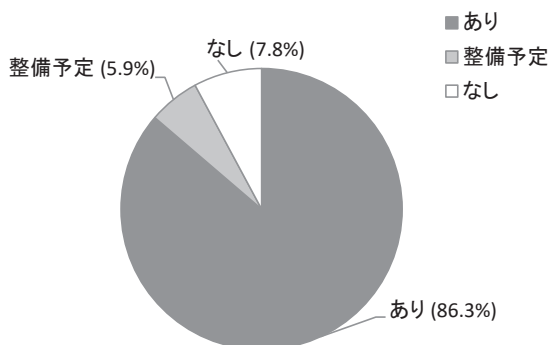


図1 規程・指針等の有無

であった（図1）。

規程・指針等の名称をみると、「倫理規程」等の「倫理」という用語を含むものが34団体にみられ、大多数を占めた。「セクハラ」等のジェンダーに関する表記を含むものは、2団体にみられた。その他は「コンプライアンス」という表記を用いたものが4団体にみられた。これらの規程・指針等については、NFを限定して追跡的に内容を精査し、LGBTの人々への配慮や取り組みにもつながっているかどうかを踏まえた調査へと発展させることとした。その調査結果については、第3章および第4章に示されている。

### B セクハラ・パワハラ防止に関する取り組みの有無

セクハラ・パワハラ防止に関する取り組みの有無については、「あり」が43団体（84.3%）、「なし」が6団体（11.8%）、空欄が2団体（3.9%）であった。セクハラ・パワハラ防止に関する規程・指針等をもたない団体においても、取り組みを行っている団体が複数みられた。具体的には、規程・指針等を「整備予定」と回答した3団体はいずれも取り組みを行っていた。このことから、「整備予定」

1) 国士舘大学

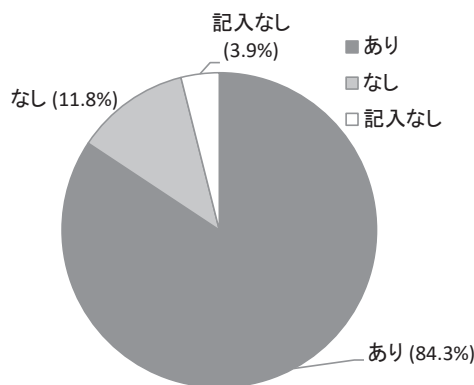


図2 取組みの有無

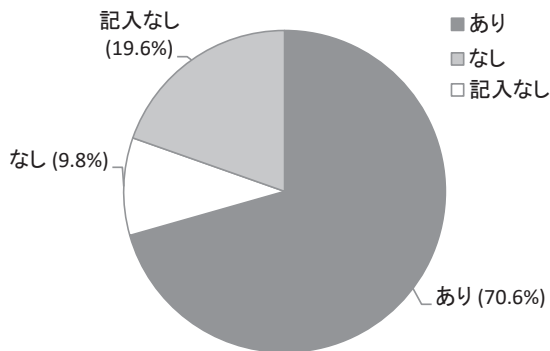


図3 成果の有無

と回答した団体においては、すでに高い意識を有していることが伺えた。また、規程・指針等がないと回答した4団体のうち、半数の2団体が取り組みを行っていた。

取り組みの内容をみると、セクハラ・パワハラ防止に関する関係者への周知徹底（各種会合や研修会、HPや資料配布による啓発）が24団体で最も多く、通報・相談窓口の設置が8団体、規則の制定が5団体、その他には、ガイドブックの作成、ヒアリングの実施、アンケートによる実態把握、審議委員会での対処など、問題発生への対応とみられるものがあげられた（図2）。

本報告書第3章では、組織内に相談窓口の設置に取り組んでいる、または設置を検討しているNFは95%程度であることが明らかになっている。関係者への周知徹底というフェーズをさらに発展させ、2年を経て、専門的部署の設置へと結びつけようとするNFが多数を占めるようになった点に、変化がみられる。

### C セクハラ・パワハラ防止に関する取り組みの成果の有無

セクハラ・パワハラ防止に関する取り組みの成果の有無については、「あり」が36団体（70.6%）、「なし」が5団体（9.8%）、空欄が10団体（19.6%）であった。

取り組みの成果の内容としては、問題が発生していないことをあげた団体が15みられた。一方、問題の発生に対して対応を行ったことや事案の受

付をしたことを取り組みの成果としてあげた団体が2みられた。その他、役員・選手等の意識の向上が2団体、セクハラ・パワハラ行為の減少が1団体であった（図3）。

### 今後期待される取り組み

2016年調査の段階では、全体として、セクハラ・パワハラに関する規程・指針等が団体内に存在することが当該問題についての対策・対応の基準となっていることが伺えた。したがって、倫理的な規程や行動綱領等が存在することは、スポーツ団体における人権保障に向けた取り組みの柱として機能し得ることが示唆されている。

第3章では、本プロジェクトの対象であるLGBTへの取り組みの一環として、40%のNFが倫理的な規程や行動綱領の必要性を認識していることが示された。こうした必要性の認識を具体化するための知識の提供、先行的な好事例となる具体的・積極的な実践例の提示、刊行物等の参考資料等を日本スポーツ協会の加盟団体間で共有できる仕組みづくりや、同協会によって公認されたガイドブックの制作・出版などが求められると考えられる。

ただし、2016年時点、2018年度時点のいずれにおいても、セクハラ・パワハラ問題、LGBTへの配慮に関する取り組みには、NFによって大きな温度差がみられる。したがって、取り組みの重要性に対する認識が十分に醸成されていない組織に焦点をあてた啓発活動も必要であると考えられる。

## 注

注1) 本章の執筆にあたり、公益財団法人日本スポーツ協会国体課の了承を得た。